

里親に関する質問

(岐阜県子ども家庭課)

<質問1>

里親とは何ですか。

<回答>

親の病気や虐待などさまざまな事情で親元を離れて生活をしなければならない子どもを、自らの家庭に迎えて養育していくのが里親です。

<質問2>

里親になるためにはどうすればいいでしょうか。

<回答>

ご家庭を訪問して調査を行うほか、里親制度の説明などの研修が必要となる里親もあります。詳細については、お近くの県子ども相談センターが窓口ですので、ご相談ください。

名称	住所	電話番号
中央子ども相談センター 家庭支援課	岐阜市鷺山向井 2563-79	058-201-2111
西濃子ども相談センター 家庭支援課	大垣市禾森町 5-1458-10	0584-78-4838
中濃子ども相談センター 家庭支援課	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111
東濃子ども相談センター 家庭支援課	多治見市上野町 5-68-1	0572-23-1111

飛騨子ども相談センター 家庭支援課	高山市千島町 35-2	0577-32-0594
----------------------	-------------	--------------

<質問3>

里親にはどんな種類がありますか。

<回答>

実親が育てられるようになるまでの間、養育をしていただく「養育里親」、養子縁組を希望する「養子縁組里親」及び子どもの三親等内の親族の方で養育をしていただく「親族里親」の3種類です。

<質問4>

外国人夫婦は養育里親又は養子縁組里親になれるのでしょうか。実子がいても里親になれますか。

<回答>

外国人夫婦でも里親になることは可能ですが、要件がありますので、詳しくはお近くの子ども相談センターで相談をしてください。また、実子がいても里親になることは可能です。

<質問5>

里親として認定される際、どんな調査を行うのでしょうか。

<回答>

里親の収入状況、家族構成とその健康状態、住居の状況、子どもへの養育観などについて調査をします。

<質問6>

養子縁組した場合、子どもの国籍はどうなるのでしょうか。

<回答>

子どもの国籍については、里親と子どもの本国法により異なります。詳しくは、各国の大使館、領事館にお問い合わせください。